

アドベンチャーツーリズムモデルコース造成業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

アドベンチャーツーリズムモデルコース造成業務

(2) 目的

青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村（以下「東青地域管内市町村」という。）は、すべての市町村が陸奥湾に面して带状に連なっており、ヨガ、海釣り、SUPなどマリナクティビティも充実し、津軽海峡、陸奥湾の豊かな海で獲れた水産物や八甲田山からの良質な水で育成された農産物など豊富な食資源や、多くの温泉も存在している。

また、日本最大級の縄文集落跡である特別史跡三内丸山遺跡を始め、中世の義経北行伝説ゆかりのお寺である義経寺、松前街道、松陰道、世界へ誇る昭和の大事業の足跡を後世に伝える青函トンネル記念館など、多くの歴史ロマンが残されている。

これらの地域資源を活かし、自治体が連携の下、主として欧米の富裕層を対象とした世界で注目を集める消費額が高く、「自然」・「アクティビティ」・「文化体験」の3要素のうち2つ以上で構成される旅行形態である「アドベンチャーツーリズム（以下「AT」という。）」による誘客促進を図るため、地域資源を調査し、東青地域管内市町村のストーリー性を意識したATモデルコースを造成するものである。

(3) 業務内容

別紙「アドベンチャーツーリズムモデルコース造成業務仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 業務に係る委託料上限額

3,050,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(6) 問い合わせ及び書類提出先

青森市経済部交流推進課誘客推進チーム

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階

TEL：017-734-5175 FAX：017-734-5146

メールアドレス：kouryuu-suishin@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手

続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (3) 参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(平成17年4月1日実施)の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 市税(青森市に対して納税義務のあるものに限る。)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

3 主なスケジュール

No.	内容	日程
(1)	実施要領等公表	令和6年4月22日(月)
(2)	質問の受付	令和6年5月2日(木)午後5時まで
(3)	参加申込書の提出期限	令和6年5月2日(木)午後5時まで
(4)	質問に対する回答	令和6年5月8日(水)まで
(5)	企画提案書等の提出期限	令和6年5月22日(水)午後5時まで
(6)	審査委員会の開催	令和6年5月24日(金)から5月28日(水)
(7)	選定結果通知	審査完了後

4 実施要領及び仕様書の配布について

青森市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/jigyosya.html>

5 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

- (1) 受付期限 令和6年5月2日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法
 - ① 公募型プロポーザル質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。
 - ② 電子メールアドレスは、下記の通りとする。
kouryuu-suishin@city.aomori.aomori.jp (青森市経済部交流推進課)
 - ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法
 - ① 質問に対する回答は令和6年5月8日(水)までに、参加申込書を提出した者に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。
 - ② ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 公募型プロポーザルへの参加申込

- (1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号） 1部
- ② 法人の概要がわかる資料（会社案内等） 1部
- (2) 提出期限 令和6年5月2日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
- (4) 提出先 1の（6）の「問い合わせ及び書類提出先」

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式。A4片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内）正本1部、副本6部
- ② 公募型プロポーザル応募申込書（様式第3号） 1部
- ③ 公募型プロポーザル誓約書（様式第4号） 1部
- ④ 公募型プロポーザル類似業務実績調書（様式第5号） 正本1部、副本6部
 - イ 過去5年間に、国・地方公共団体または民間事業者との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について2件記載すること。
 - ロ 記載した契約に関する仕様書の写し及び実績報告書を作成している場合にはその写しを添付すること。
- ⑤ 見積書（任意様式） 1部
 - ※ 見積書の内訳については業務内容別に可能な限り詳細に記載すること。
- ⑥ 市税の完納証明書 1部
 - イ 青森市に対して納税義務のある場合のみ提出
 - ロ 提出期限から3か月以内のもの
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書 1部
 - ※ 提出期限から3か月以内のもの。

※副本は、企画提案者の社名を明記しないこと

- (2) 企画提案書の構成 別紙1「企画提案書の構成等について」のとおりとする。
- (3) 提出期限 令和6年5月22日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
- (5) 提出先 1の（6）の「問い合わせ及び書類提出先」

8 公募型プロポーザル参加辞退について

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第6号）を提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和6年5月22日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
- (4) 提出先 1の（6）の「問い合わせ及び書類提出先」
- (5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、青森市職員で構成する「アドベンチャーツーリズムモ

デルコース造成業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

受託候補者の選定に当たっては、審査委員会が企画提案書等の書類審査を実施し、総合的判断で最も評価点が高かった事業者を受託候補者として選定する。

※プレゼンテーション審査は実施しない

(3) 選定基準

選定基準については、別紙2「選定基準」のとおりとする。

(4) 選定結果

- ① 選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。
- ② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合
- ② 仕様と合致していない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に不足があった場合
- ⑤ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 見積額が業務に係る委託料上限額を上回る場合
- ⑧ その他、不正な行為があった場合

10 契約事項

- (1) 業務委託候補者と企画提案書等について協議(協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる)のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、「9の(2)」による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 本業務による成果品の著作権等は原則的に青森市に帰属するものとし、青森市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、委託契約の市との協議に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画の提案は、1事業者につき1提案までとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。